

電気・ガス料金支援の実施に係る電気・ガス料金の特別措置について

当社は、政府が「電気・ガス料金支援^{※1}」（以下「本支援」）を実施することを受け、2024年8月使用分から10月使用分（2024年9月分から11月分）までの電気・ガス（LNG）料金を値引きする特別措置を実施します。

【特別措置の概要】

1. 対象となるお客さま

- (1) 電気：当社と電気需給契約を締結している低圧および高圧のすべてのお客さま
（特別高圧のお客さまは対象外）
- (2) LNG：当社とLNG売買契約を締結しているお客さま
（年間契約数量が8,226トン以上のお客さまは対象外）

なお、特別措置の適用にあたり、お客さまから当社にお申込みいただく必要はありません。

2. 特別措置の実施期間

2024年8月使用分から10月使用分（2024年9月分から11月分）^{※2}まで

3. 特別措置の内容

- (1) 電気：燃料費調整単価から以下の単価（税込）を差し引くことにより、電気料金を値引きします。

	2024年9月～10月分 (2024年8月～9月使用分)	2024年11月分 (2024年10月使用分)
低圧のお客さま	4.0円/kWh	2.5円/kWh
高圧のお客さま	2.0円/kWh	1.3円/kWh

- (2) LNG：（2024年8月～9月使用分）販売単価から21,272円/トン（税込）を値引きします。
（2024年10月使用分）販売単価から12,156円/トン（税込）を値引きします。

4. お客さまへのお知らせ方法

本特別措置を適用している期間中は、毎月の「電気料金請求書」または「ガス料金請求書」に、特別措置の適用による値引き単価などを掲載します。

※1 政府において、電気・都市ガスの需要家を直接的に支援し、その負担を緩和することを目的に実施されるもの。詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト（<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>）をご覧ください。
また、お問い合わせ窓口が設けられています。
（お問い合わせ窓口）0120-013-305

※2 高圧のお客さまのうち、検針日が毎月初日のお客さまについては、2024年9月使用分から2024年11月使用分までの電気料金がこの特別措置の対象となります。

【問合せ先】

株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス
新電力部 TEL **082-577-0027** (平日 9 時～17 時)
LNG 販売部 TEL **082-218-5905** (平日 9 時～17 時)

本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

また、政府によるお問い合わせ窓口が設けられています。

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

0120-013-305 (受付時間 9:00～17:00 ※年末年始を除く)